

重 要

2 公社杉シ第 7 9 3 号

令和 3 年 1 月 7 日

会 員 各 位

公益社団法人

杉並区シルバー人材センター

会長 鈴木 進 一

(印章省略)

第二次「緊急事態宣言」発出後の就業について

昨年 4 月に引き続き発出されました第二次「緊急事態宣言」を受けて、シルバー人材センターは、現在就業されている会員の皆さんの健康保持のため、以下のとおり対応することといたします。

つきましては、現在就業されている会員で、基礎疾患等持病のある方、就業に少しでも不安のある方、ご家族から就業を止めてほしいなどの意向のある方は、就業の辞退を申し出ていただいて差し使えありません。

なお、発注者からの申出により就業停止となった場合には、大変恐縮ですが停止した分の配分金はお支払いできませんので、ご了承ください。

1. 就業中の会員から辞退の申出があった場合は、当該会員の就業は停止し、引き続き後任の手配を進めてまいります。
2. お客様から就業の停止の申出があった場合は、就業を停止してください。
3. 本部事務局・各分室は、通常どおり営業（平日 8:30~17:15）いたします。
4. 就業中における感染防止対策については、マスク着用、こまめな手指の消毒、三密（密接・密集・密閉）の回避を徹底してください。

≪電話連絡について≫ お問合せ等でセンター事務局への電話が多くなっているため、センターからのお知らせ等については、ホームページ等でご確認いただけますので、できるだけそちらをご利用ください。

検索

杉並区シルバー人材センター



本部事務局：電話：03-3317-2217 / FAX：03-3317-9090 / mailto:suginami@sjc.ne.jp